

熊本市教育行政審議会運営要綱

制定 令和5年3月16日教育長決裁
改正 令和5年4月1日教育改革推進課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市教育行政審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本市の教育行政の在り方について、必要な事項を審議する。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が審議会において行うことを必要と認めた事項に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、20人以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地方教育行政関係者
- (3) 法曹関係者
- (4) 医療福祉関係者
- (5) 報道関係者
- (6) 保護者代表
- (7) 教職員
- (8) 公募委員
- (9) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）

第7条に掲げる情報に該当する情報について審議を行うとき、又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不相当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部教育改革推進課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。